

別表 1 (第 9 条)  
基本配置基準

利用児童数	活用可能な室数	チーフ	スタッフ
1～50人	1室	1人	1人
	2室	1人	3人
51～90人	1室	1人	2人
	2室	1人	3人
91～130人	1室	1人	3人
	2室	1人	3人
	3室	1人	5人
131～170人	1室	1人	4人
	2室	1人	4人
	3室	1人	5人
	4室	1人	7人
171～210人	1室	1人	5人
	2室	1人	5人
	3室	1人	5人
	4室	1人	7人
	5室	1人	9人

※利用児童数 1～50 人のうち 2 室については、第 10 条に定める「いきいき内放課後児童健全育成事業」を実施する活動場所に限る。

※上記基本配置基準に加えて、1 室あたりの平均利用児童数が 51 名以上の場合は、以下のとおりスタッフ支援員を追加配置することができる。

- ・ 1 室当たり平均利用児童数 51 名以上 90 名以下の場合にスタッフ支援員を 1 名加配できる。
- ・ 1 室当たり平均利用児童数 91 名以上 130 名以下の場合にスタッフ支援員を 2 名加配できる。
- ・ 以降 1 室当たり平均利用児童数 40 名ごとにスタッフ支援員を 1 名ずつ加配できる。

## 支援を必要とする児童に対する配置基準

支援を必要とする児童数	スタッフ
1～3人	1～3人
4～6人	2～6人
7～9人	3～9人
10～12人	4～12人
13～15人	5～15人
16～18人	6～18人
19～21人	7～21人

※支援を必要とする児童とは、いきいきに参加を希望する児童の中で、以下(1)～(7)の項目のいずれかに該当する児童をいい、運営主体は、受け入れにあたり保護者への聞き取りなどにより、上記配置基準に基づき、適切な対応を行わなければならない。ただし、必要に応じて支援が必要な児童1名につき、スタッフ支援員を2名配置することができる。

- (1)身体障害者福祉法第15条に定める身体障がい者手帳を所持する児童
- (2)昭和48年9月27日付「療育手帳制度について」(厚生省発児第156号)に定める療育手帳を所持する児童
- (3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障がい者保健福祉手帳を所持する児童
- (4)医師から「発達障害」などの診断を受けている児童
- (5)学校教育法第81条に定める特別支援学級に在籍する(している)児童
- (6)学校教育法施行規則第140条及び第141条に規定する通級指導教室に通級する(している)児童
- (7)(1)～(7)には該当しないが、多動や友達と適切にかかわれない(粗暴)、協調性を著しく欠く、外国語の対応が必要など、いきいきにおける活動において、支援を要すると認める児童

## 別表 2 (第 15 条)

## 保護者負担金

項 目			負担金額
時間延長に関する費用	平日	午後 6 時～午後 7 時	月額 5,000 円
	学校休業日 (土曜日を除く)	午前 8 時～午前 8 時 30 分	年額 5,000 円
		午後 6 時～午後 7 時	月額 5,000 円
	一時利用		1 回 500 円
活動プログラムの実施に必要な材料等に関する費用			実費相当額
安全に関する費用			年額 500 円

※「月額」とは、毎月 1 日～末日の間を対象とし、時間延長の利用がこの間のどの時点であっても、減額しない。

「年額」とは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の間を対象とし、時間延長の利用がこの間のどの時点であっても、減額しない。

負担金額については、いかなる理由があっても払い戻ししない。